

コミュニティ放送の現況について



一般社団法人 日本コミュニティ放送協会

Japan Community Broadcasting Association

令和3年9月30日

《コミュニティ放送の概要》

① 「コミュニティ放送」

- ・ H4.1、地域の活性化等に寄与することを目的に制度化された地上基幹放送
- ・ 周波数帯域は超短波 FM76.1～94.9MHz(現状は76.1～89.9MHz)。
- ・ 行政、観光、交通情報等地域情報を提供する地域密着型メディアとして普及。
地域に密着した各種情報番組等、住民の要望に応える放送が、1週間の放送時間が50%以上を占めていることが努力義務。
- ・ 県域FMと同様に市販のラジオ受信機で聴くことが可能。
- ・ 現在47都道府県、336(内JCBA加盟248)社が運営。

② 「放送区域」

- ・ 原則、一つの市区町村の一部(概ね半径5～15km程度)。
地域的一体性がある場合、隣々接する他の市区町村の一部も放送区域とすることが可能。
※ 平成の大合併以降、放送区域が広域化し難聴エリア解消としてギャップフィラー中継局を設置。

③ 「免許申請(先願方式)」

- ・ 非公示無線局認定、申請者が利用できる周波数を見つけ、先に申請した者が先に審査される。

④ 「インタラクティブ配信＝サイマルラジオ」

- ・ 297(JCBA加盟228・JCBAサイト配信128)社が実施。

(R3.9.30現在)

【放送出力(空中線電力の上限値)の推移】

- ◇平成 4年1月: 1W
- ◇平成 7年3月: 10W
- ◇平成 11年3月: 20W(原則)
- ※ 20W以下で必要最小限、20W以下の放送局もあります。
- ◇平成 21年7月: 例外的 20W超の基準が明確化
- ※地域限定、北海道・沖縄県の一部局が認可されています。

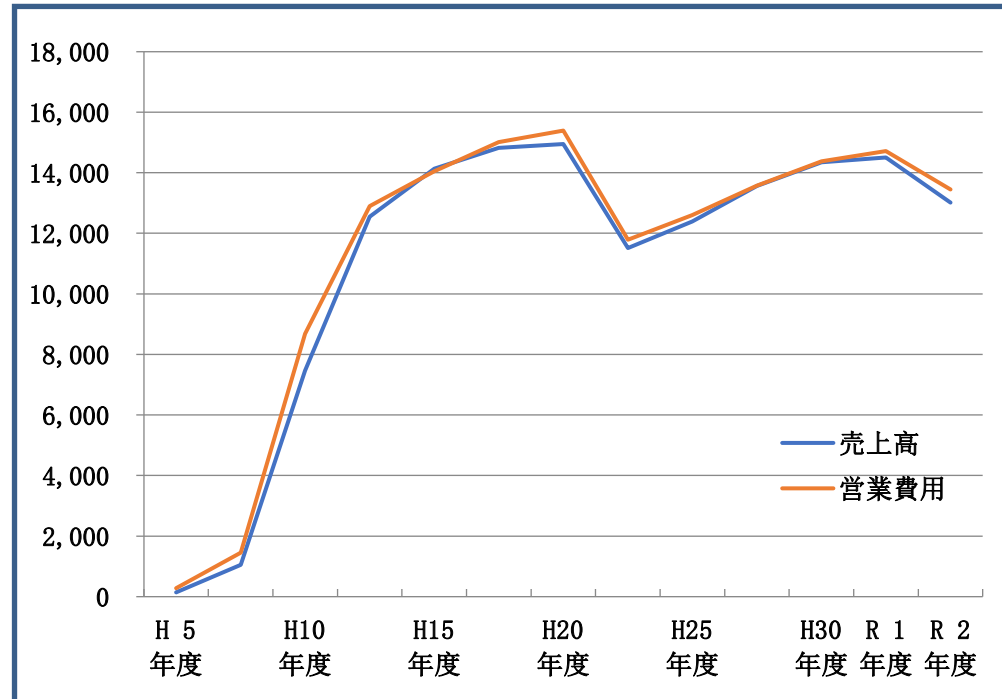
【周波数逼迫地域】

利用可能周波数がV-LOW帯域(89.9～94.9MHz)まで拡張され、東京23区等及び大阪市等地域の周波数逼迫宣言は解消されましたが開設希望の帯域(76.1～89.9MHz)での周波数確保は依然厳しい状況。

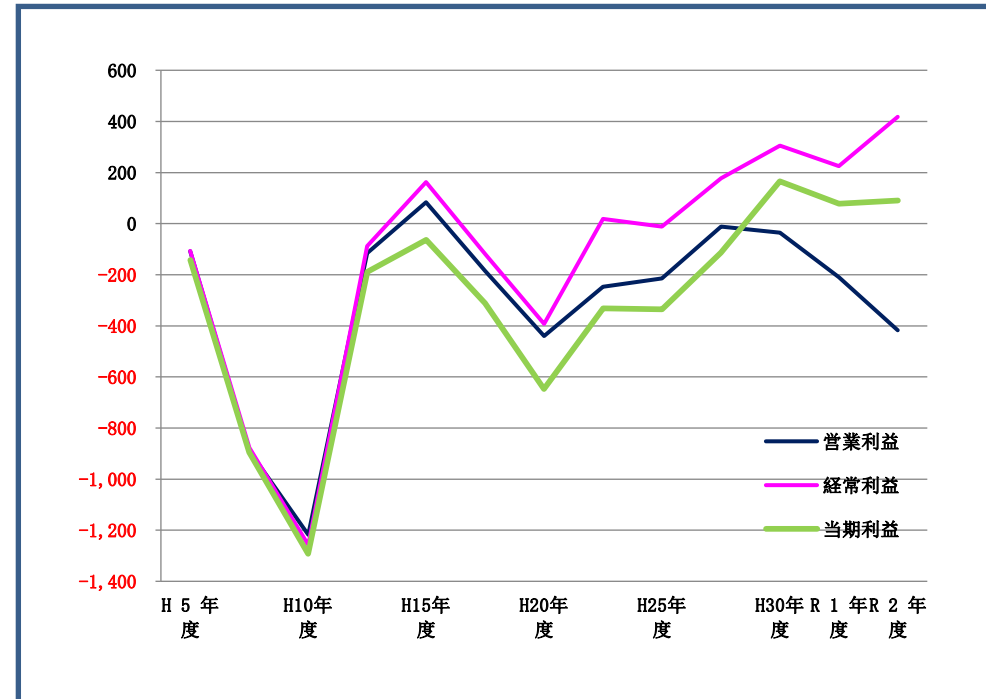
《コミュニティ放送事業者の経営状況》

- ・ 運営形態は株式会社・NPO法人等、様々ですが、経営規模はほとんどが小規模です。
- ・ 経営基盤は、盤石とは言えず、人的、放送・送信設備の両面で、必要最小限で賄っています。
- ・ 令和2年度の業界全体(対象事業者298)売上高は13,019百万円、前年14,506百万円(対象事業者303)と新型コロナウイルス感染症の影響等により10%程度の減少となり、一層厳しい経営状況が続いています。
- ・ 近年の傾向として同じ地域メディアであるケーブルテレビが母体の新規開局が増加しています。

(売上高及び営業費用の推移): 単位百万円



(営業利益、経常利益及び当期利益の推移): 単位百万円



総務省資料(地上基幹放送事業者の収支状況)を参照に作成

《コミュニティFMの放送システム(例)》

放送系

演奏所 STUDIO

STUDIO PC 収録等



USBメモリーへの対策
セキュリティソフト導入等

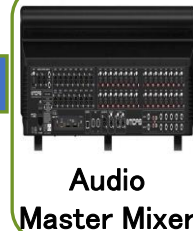
リモートメンテナンス
IP-VPN
閉域網

APS Master PC 運行管理等

《自動番組運行装置(APS)の概要》

標準的な登録データ

- ① 放送予定時刻
- ② 音声素材・・・スタジオ・完パケ・衛星放送等
・オーディオファイル(CM等)
- ③ 尺 ④ その他



《サイバーセキュリティへの取組み》

放送・送信設備の安全性確保

- ・ 局舎への入退室の管理
- ・ 送信所への侵入阻止

放送波



主送信所



中継局

伝送路
有線IP-VPN
専用線等
閉域網

伝送路
有線IP-VPN
専用線等
閉域網

OFFICE系

OFFICE PC



セキュリティソフト導入等

インターネット

《サイバーセキュリティへの取組み》

インターネット接続

- ・ OFFICE系と放送系の分離の徹底

閉域ライン